

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第29号

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条、第4条関係） 1～8 略</p> <p>別表第6（第5条関係） 1～11 略</p>	<p>別表第2（第3条、第4条関係） 1～8 略</p> <p><u>9 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）第27条（電磁的記録による保存について、信託法（平成18年法律第108号。同法に基づく政令及び法務省令を含む。以下同じ。）に別段の定めがあるものを除く。）</u></p> <p>別表第6（第5条関係） 1～11 略</p> <p><u>12 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第27条（電磁的記録による作成について、信託法に別段の定めがあるものを除く。）</u></p>